

令和 7 年度 石川県危険物取扱者保安講習実施要領

実施機関	石 川 県
事務受託	石川県危険物安全協会

令和 7 年度の危険物取扱者保安講習（消防法第 13 条の 23 の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習）を次のとおり実施します（この講習は石川県から委託を受けて実施するものです）

- ・ 申請された時点で 実施要領に記載したすべての内容に同意されたものとみなします
- ・ 申請方法は **電子申請** と **書面申請** があります
申請期間や手順が異なりますので 実施要領 や 保安講習サイト で確認してください
- ・ **書面申請** は受講希望日の申請期間内（講習月により異なる）に到着するよう 郵送または持参してください（申請期間前に到着した場合は 郵便物が返送される または 申請期間終了まで開封されないことがありますので注意してください）
- ・ 定員に達した場合は 申請期間内でも締め切ることがありますのでご了承ください

日程（対面講習）

講習日	区分 時間	会場	定員	申請期間
8 月 21 日 (木)	給油取扱所 9:30～12:30	県地場産業振興センター 大ホール 金沢市鞍月 2-1 (本館 1 階)	電子申請 100	電子申請 6 月 2 日 (月) ～ 6 月 5 日 (木)
			書面申請 100	
	一般(その他) 13:30～16:30		電子申請 100	
			書面申請 100	
8 月 26 日 (火)	一般(その他) 13:30～16:30	七尾市文化ホール 第 24 会議室 七尾市本府中町ヲ 38 (文化ホール側 2 階)	電子申請 20	書面申請 6 月 23 日 (月) ～ 6 月 26 日 (木)
			書面申請 40	
8 月 28 日 (木)	一般(その他) 13:30～16:30	小松市民センター 大ホール 小松市大島町丙 42-3	電子申請 100	
			書面申請 100	
10 月 2 日 (木)	一般(その他) 13:30～16:30	小松市民センター 大ホール	電子申請 100	
			書面申請 100	
10 月 9 日 (木)	一般(その他) 13:30～16:30	七尾市文化ホール 第 24 会議室	電子申請 20	電子申請 7 月 14 日 (月) ～ 7 月 17 日 (木)
			書面申請 40	
10 月 15 日 (水)	給油取扱所 9:30～12:30	県地場産業振興センター 大ホール	電子申請 100	書面申請 8 月 4 日 (月) ～ 8 月 7 日 (木)
			書面申請 100	
	一般(その他) 13:30～16:30		電子申請 100	
			書面申請 100	

主に従事している危険物施設の区分に該当する講習区分を選択してください（講習日や会場の都合により 給油取扱所区分の講習を受講できない方は 一般区分でも受講はできますが テキストは一般編です）
定員に達した場合は 申請期間内であっても 締め切ることがあります

保安講習に関する情報は W E B で

最新の情報は保安講習サイトで公開しています
<https://ishikawa-kikenbutsu.org>

いしかわ保安講習サイト



【問合せ】

920-8580 金沢市鞍月 1-1 石川県消防保安課内（県庁 6 階）

石 川 県 危 険 物 安 全 協 会

☎ 076-267-3165

業務時間 月～木（祝日等を除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00
※都合により電話に対応できないことがありますのでご了承ください

講習区分

講習区分	従事している主たる危険物施設の区分		
	給油取扱所	石油コンビナート特定事業所	一般（その他）の危険物施設
給油取扱所	◎	×	×
一般	○	◎	◎

主に従事している危険物施設の区分に該当する講習区分を選択してください（講習日や会場の都合により給油取扱所区分の講習を受講できない方は 一般区分でも受講はできますがテキストは一般編です）

受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている方で 製造所等において危険物の取扱作業に従事している方が対象です

現在 危険物取扱作業に従事していない方は 受講義務はありませんが希望者は受講できます

（受講すべき期間）

令和 7 年度は 前回 令和 4 年度に受講した方が対象です

継続して危険物取扱作業に従事している者	前回の講習の受講日以後における最初 の 4 月 1 日から <u>3 年以内</u>
新たに危険物取扱作業に従事する者 再び従事することとなった者	従事することとなった日から <u>1 年以内</u> ただし 過去 2 年以内に免状の交付または講習を受けた者については 免状の交付日 または 講習の受講日以後における最初の 4 月 1 日から 3 年以内

受講対象者が危険物取扱者保安講習を受講しない場合 消防法第 13 条の 2 第 5 項の規定により 免状の返納が命ぜられることもありますので 受講対象者は必ず受講してください

講習の科目及び時間

危険物関係法令に関する事項	1 時間
危険物の火災予防に関する事項	2 時間
（合計）	3 時間

受講手数料

5,300 円（非課税）

納付方法は 申請方法によって異なります

納付された手数料は いかなる理由があっても返還できません

申請方法 等

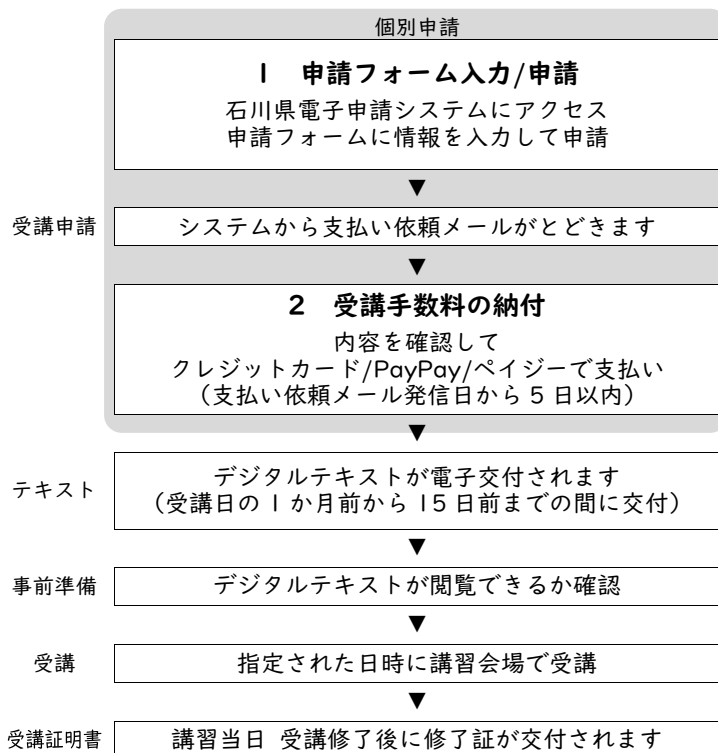
	電子申請	書面申請	
	個別申請	個別申請	一括申請
申請方法	石川県電子申請システム	受講申請書	受講者データ
受講手数料 納付方法	電子決済 クレジットカード/PayPay/ペイジー	石川県証紙	石川県証紙
受講票	なし （申請詳細画面を提示）	紙	紙
テキスト	デジタルテキスト（PDF データ交付）	書籍	書籍
受講票/テキスト 発送費用	不要	310 円分の切手 （1 人分）	700 円分の切手 （申請毎）

申請方法によって 申請期間・申請の流れ・申請に必要なものが異なりますので 実施要領や保安講習サイトで確認してください

電子申請

電子申請とはインターネット上の申請フォームに入力して電子決済を行う申請方法です（申請にはメールアドレス（各個人毎）が必要です）

申請から受講修了までの流れ



石川県電子申請システム

石川県 スマート申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa>

石川県電子申請システムについて

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eshinsei>

電子申請システム・電子決済についての問合せ

石川県消防保安課（保安グループ）

電話 076-225-4481

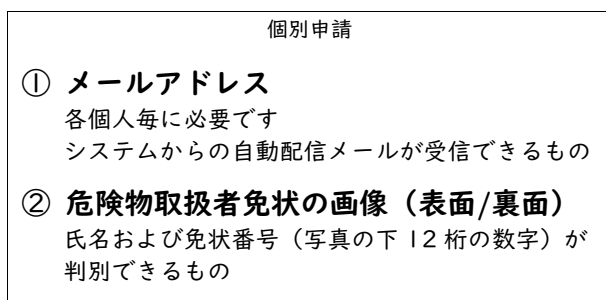
デジタルテキストについて

電子申請システム Graffer の申請詳細画面から

ダウンロード

（PDF形式・印刷はできません）

申請に必要なもの



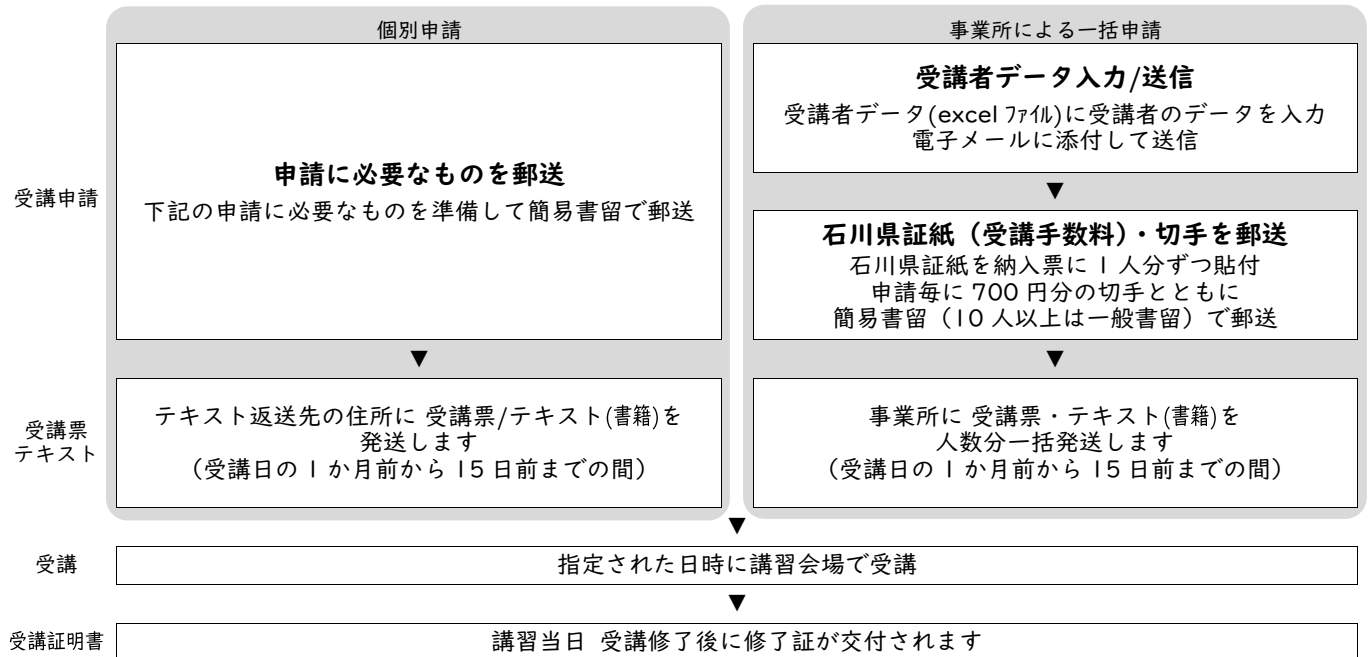
電子申請の注意事項

- ・ 定員に達した場合は 申請期間内であっても 締め切ることがあります
- ・ メールアドレスは各個人毎に必要です
インターネット接続 および システムからの自動配信メールの受信が必須です
（携帯電話会社のキャリアメールなどは 事前にメール受信設定を各自で行ってください）
- ・ 申請の際は 電子申請システム Graffer へのログインまたはメール認証が必要です
- ・ 危険物取扱者免状が手元にない場合や 免状に免状番号（写真の下12桁の数字）の記載がない場合は
電子申請は利用できません
- ・ 期限内に お支払いが確認できない場合は 申請を取り下げ（キャンセル）とすることがあります
（受講する場合は 新たに申請してください）
- ・ お支払い後は 返金・申請の取り下げ（キャンセル）・受講日時の変更はできません
- ・ デジタルテキストは 受講日の1か月前から受講日の15日前までの間に電子交付されます
- ・ デジタルテキストを閲覧するためのパソコン・スマートフォンなどの端末は各自で準備してください
（端末や書籍の貸出はありません）
- ・ 講習会場では コンセントの使用（端末の充電）はできません

書面申請

書面申請とは 受講証明書を記入して提出（一括申請は受講者データ入力/送信）
受講手数料は 石川県証紙により納付する申請方法です

申請から受講修了までの流れ



申請に必要なもの

個別申請	事業所による一括申請
① 受講申請書 必要事項を記入して 危険物取扱者免状のコピー（表面/裏面）を貼付 ② 5,300 円分の石川県証紙 使用料(手数料)納入票 に貼付し 納入欄に住所・氏名を記入 ③ 310 円分の切手 受講票/テキスト発送用 (ゆうパケット/1 人分)	① 受講者データ 受講者の危険物取扱者免状を確認して 入力/送信 ② 5,300 円分の石川県証紙 × 人数分 使用料(手数料)納入票 に 1 人分ずつ貼付し 納入欄に事業所住所・事業所名を記入した ものを人数分準備 ③ 700 円分の切手 受講票/テキスト発送用 (ゆうパック/申請毎) (20 人以上は不要)

書面申請の注意事項

- ・定員に達した場合は 申請期間内であっても締め切ることがあります
- ・書面申請は 受講希望日の申請期間内（講習月により異なる）に到着するよう 郵送または持参してください（申請期間前に到着した場合は 郵便物が返送される または 申請期間終了まで開封されないことがありますので注意してください）
- ・石川県証紙や切手が不足している場合は 後日 郵送または持参いただきますので注意してください
- ・郵便事故防止のため 簡易書留（10 人以上は一般書留）で郵送してください
- ・提出後は 石川県証紙の返還・申請の取り下げ（キャンセル）・受講日時の変更はできません
- ・受講票・テキスト(書籍)は 受講日の 1 か月前から受講日の 15 日前までの間に発送します
未着の場合は 受講日の 10 日前までに 必ず電話でお問い合わせください
- ・受講票がとどいたら 氏名・受講日時・会場を確認してください

受講票の氏名の漢字が 免状の表記と異なる場合 受講日の 10 日前までに 必ず電話でご連絡ください
(氏名の漢字表記が異なる方には 受講当日に修了証を交付できません)

その他の注意事項

- ・遅刻・早退・講習中の長時間の離席などは 欠席扱いとなり修了証は発行しません
再度 受講する場合は 新たに申請（受講料納付）が必要ですので注意してください
- ・災害の発生のほか 県や会場施設管理者の方針などにより 講習を中止または延期することがあります
中止や延期を決定した際は すでに受講申請されている方に対し 可能な限り電話等で連絡（事業所による一括申請の場合は事業所の担当者に連絡）するほか 保安講習サイトにも掲示しますので確認してください
- ・受講日時は変更できませんが 特別な事情・理由が発生したときは 年度内に限り 受講日の振り替えを行うことがありますので 変更を申し出てください（変更の申し出には 事実を証明する書類の写しを提出する必要があります）

特別な事情・理由

- ① 本人の健康上の理由による入院や通院
- ② 裁判員・証人等として出頭のため
- ③ 災害、事故により本人や家族が被害を受け 受講日には出席できない場合
- ④ 家族の葬儀と重なった場合

講習修了証明

- ・受講当日 受講修了後に修了証が交付されますので 免状とともに保持してください
- ・修了証は再交付できませんので 大切に保持してください（修了証を紛失した場合は 県消防保安課（保安グループ）に連絡してください）
- ・危険物取扱者免状の写真書換え・再交付の申請の際は 免状と修了証を消防試験研究センターへ提出してください

個人情報の取り扱い

- ・石川県電子申請システムに入力または受講申請書に記入された個人情報は 法律で定められている場合を除き 石川県および石川県危険物安全協会により 石川県個人情報保護条例等に従い 以下の利用目的にのみ利用されます

利用目的

- ① 受講者の本人確認・本人への通知連絡等・危険物取扱者保安講習の事務手続き
- ② 危険物取扱者免状の作成(書換え/再交付等)のため (一財)消防試験研究センターへの提供

その他の問合せ先

- （電子申請システム・電子決済に関すること）石川県消防保安課 保安グループ（電話 076-225-1481）
- （修了証に関すること）石川県消防保安課 保安グループ（電話 076-225-1481）
- （危険物取扱者免状に関すること）一般財団法人 消防試験研究センター石川県支部（電話 076-264-4884）

オンライン講習について

- ・石川県では 令和7年度から 全危協（一般財団法人 全国危険物安全協会）による講習を採用しています
全危協オンライン講習では すべての手続きがオンラインで完結できます
くわしくは 保安講習サイトに掲示してありますので 確認してください

保安講習に関する情報はWEBで

最新の情報は保安講習サイトで公開しています
<https://ishikawa-kikenbutsu.org>

いしかわ保安講習サイト



【問合せ】

920-8580 金沢市鞍月 1-1 石川県消防保安課内（県庁 6 階）

石川県危険物安全協会



076-267-3165

業務時間 月～木（祝日等を除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00
※都合により電話に対応できないことがありますのでご了承ください